

## 平成 30 年度 第 2 回 燕市行政改革推進委員会

【日 時】平成 30 年 11 月 21 日（木）午後 5 時 30 分～午後 7 時 15 分

【場 所】燕市役所 3 階 会議室 301

【出席者】委 員 池田 弘、伊皆桂子、亀倉党馬、笹川常夫、田村 秀  
戸塚健一、長谷川禮子、三井田可人、山崎綾子（敬称略）

事務局 企画財政部長 田辺秀男

企画財政課長 春木直幸、同副主幹 五十嵐潤一

同政策専門員 高宮 潤、同主事 安達佳奈恵

総務課長 前山正則、同主幹 高橋義彦、同係長 藤野 聡

【欠席者】 委 員 廣瀬 世恵子（敬称略）

### 1. 開会

### 2. 会長あいさつ

### 3. 議題

#### （1）燕市行政改革推進プラン「平成 30 年度実施計画」について（資料 1）

会長：それでは今日の議題であります。燕市行政改革推進プラン「平成 30 年度実施計画」の中間報告について、項目数が多いので、基本方針として財政力、行政力、職員力、3 つの力の向上ということで整理してありますので、それぞれごとに説明をしてもらい、そしてまた質疑をするということで進行したいと思っております。それでは最初に財政力の向上の説明をお願いします。

（事務局から財政力の向上に係る項目の説明）

会長：それでは財政力向上の項目について説明がございました。質問や意見について挙手をしてご発言いただきたいと思っております。

委員：8 ページのジェネリック医薬品の利用促進について、もし、私がジェネリック医薬品を希望するという意思表示をせずに医者にかかった場合、医師はジェネリック医薬品ではない薬を処方すると思っております。医者としての売り上げ・利益などが当然頭にあるわけですから。そうすると、ジェネリックに切り替えるのは本人の意思表示のみが大切なのではないでしょうか。本人がジェネリックを希望しても、ジェネリックを推奨していない医師はほかの薬を処方するケースもあると聞いていますが、そういったことはあるのでしょうか。

事務局：おっしゃるとおり、本人の意思が一番大切ですし、医師会などにもこういった制度をやる時には事前をお願いをして了解しているはずなので、ジェ

ネリック医薬品に変更できない理由などがなければ医師は変更してくれると聞いています。

**会長：**団体としての医師会の医師と開業医としての各個人の医師など、医者の世界はなかなか難しいと聞いています。

**委員：**ジェネリックを使うことによって、市の財政にこれだけ寄与するというのをわかっている人が極端に少ないように思います。もし、市の財政にどのような影響を与えるのかわかれば、進んでジェネリック医薬品に切り替える人が増えると思いますので、もっと広報で広めていくことが大切だと思います。

**事務局：**市の財政への寄与も含めて今後も広報等で広く周知を図っていきたいと思います。

**会長：**その時にミクロとマクロと両方記載したほうが良いと思います。個人としてこうなりますという内容と、市の財政としてこうなりますという内容の両方を記載したほうが良いかと思います。

**委員：**10 ページの公用車の効率的運用について、目的のところに稼働率を上げると記載してありますが、実際の稼働率は今どれくらいでしょうか。

**事務局：**数字については次回までに確認をしておきます。

**委員：**今の公用車の効率的運用についてですが、利用スケジュールの見える化はどのように管理しているのでしょうか。

**事務局：**職員の使う PC の中にシステムが入っていて、各課所管の車が何時から何時まで使用する予定なのか、予約状況を把握することができます。現在は、各所管のすべての車の予約状況を確認できます。

**委員：**今の話ですと、使いたいときに予約を入れて、それを他の課の人が見て、空いていれば確認を入れて借りるということですね。そうすると、評価にある共有化が進んでいないというのは、空いているのに車が使われていないという意味で、使っていない余分な車が多いということでしょうか。

**事務局：**共有化について、各課所管の車は、見える化によって共有の利用を進めていますし、市の職員であれば自分で予約して利用できる共有車は、その台数を増やすことを目標にしています。評価については、後者が進んでいないという意味です。

**事務局：**補足させていただきます。例えば、収納課の徴収係は外に出る頻度が高く、そのたびに空いている車を探して外にでるのは大変ですので、それ専用で課所管の車を持っています。そのほかに、市役所全体として予約を入れれば、いつでも使える共有車があり、現在公用車はこの二種類の方法で管理しています。本来であれば、すべて共有にすれば一番効率がよくなりますが、道路の管理・パトロールなどいつ外にでるかかわからない業務もありますので、ある程度は課専属の車が必要になります。今までは、その課専属の車の使用状況がよく

わからなかったけれども、そういった車も見える化を図った中で、使用していないのであれば、他の課の人が使えるようにしました。

**会長：**空いてれば使えるのが実態ということですね。

**委員：**13 ページの口座振替の推進について、口座振替をするかしないかは、インセンティブの問題なのではないでしょうか。口座振替にすれば、何かお得になるということを将来的にも考えていけば、口座振替は爆発的に増えると思います。政府も消費税増税への対応策をいろいろ考えています。市役所独自でできるかはわかりませんが、何かお得になることがあれば、皆さんが関心を持つと思うので、そういったことは考えられないでしょうか。

**会長：**そもそも可能かどうか、私も知りたいですね。

**事務局：**可能かどうかということに関しては、はっきり言いきれませんが、税金を減額するというのはかなり無理があります。ただ、例えば記念品やポイントをあげるなど別の方法であれば、考えられないことはないと思います。しかしながら、本来であれば税金は納めて当たり前のものでありますから、どこまでインセンティブを与えるかについては十分検討が必要だと思います。

**会長：**すでに口座振替をしている人との兼ね合いも難しいですよ。もともと口座振替の人も含めて、公共施設の利用カードにポイントを付けるなど、将来的に IT 技術を使って可能になるかもしれません。ポイント制をやっているほかの自治体もありますが、システムの作成にお金がかかりますので、すぐできるかは別として、課題としてそういった声があることを踏まえて検討して欲しいと思います。

**委員：**8 ページのジェネリック医薬品の利用促進に関連して、私もよく医者に行くのですが、ここ 2・3 年どこの病院に行ってもジェネリック医薬品の特徴を説明してくれて、新薬とどちらにするか問いかけをしてくれます。以前は、そういった問いかけはなかったので、薬剤師に理由を尋ねたところ、燕市の保険年金課が非常に力を入れていて、市の医師会や薬剤師会にもお願いし、できるだけジェネリック医薬品を利用してほしいというような活動をしているということでした。それを聞いて、燕市の保険年金課は大したものだなと思っております。確かに県内全体・国全体で見ましても、燕市の保険年金課はすごく活動をしていると聞いております。良いことは良いこととして発言いたします。

**事務局：**大変ありがとうございます。ジェネリック医薬品の差額通知につきましては、県内の市町村で始めたのは燕市が最初ですし、節薬バックについても県内初の取り組みです。今のご意見については、保険年金課にもお伝えいたします。

**会長：**もしよろしければ行政力の向上の説明に移らせていただきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局から説明)

**会長：**それでは今、15項目について説明がございました。これらの内容について質問などございましたら、挙手をしてご発言いただきたいと思います。

**委員：**20ページの広報紙の電子書籍化について、写真だけでなく個人名も載っている点についてはどのように考えられているのでしょうか。

**事務局：**一般の会議等においては、最初に公表する旨の説明やお知らせをしています。また、個人名については、個人情報の保護という観点から、各部署でもHP作成時に意識しております。具体的な例はどういったものになるのでしょうか。

**委員：**広報紙の「おくやみ欄」と「おたんじょう欄」については、名前と町名が載っており、これがWEB上に載るということは、いろんな危険性やそれにより様々な案内が届くといった可能性もありますし、WEBから情報を拾う企業も多いです。これらの情報を市が提供しているという状態になっていると思います。

**事務局：**広報掲載への許可はとっているが、WEB掲載の許可を取っていない部分について、今までWEBにあがっている部分はどうするのかという意味でしょうか。

**委員：**許可が取れていないものがそのまま載っていて、もし何かあったら、許可を取っていない市の責任になります。

**会長：**そもそも、電子化は他の自治体でも行っているのだから、一般的なやり方というのがあると思います。今までやらなかったことも、やらなければいけなくなってきました。ここは、くどいくらいやらなければいけないことだと思います。

**事務局：**広報に掲載することについては、今までも意識してきましたが、広報そのものがWEBに掲載されている現状があります。これからは、広報にもWEBにも掲載される旨の問いかけを徹底していきます。今までの部分については、他市や県の広報にも照会をかけて、検討をしていきたいと思っています。

**会長：**各自自治体に確認する前に、まず自治体の広報協会があるので、そこに確認しつつ、並行して各担当レベルでの徹底が必要だと思われれます。早急にお願いします。

**委員：**確認していただきたいのですが、私も子どもが2人いて、母は亡くなっているのですが、広報掲載についての確認を受けた覚えがないです。

**事務局：**広報に掲載するかどうかについては、個別に確認するのではなく、出生届や死亡届の提出の際に確認しています。

**委員：**少し教えていただきたいのですが、友人がデイサービスを利用して家族の

面倒を見ています。ソーシャルワーカーが男性で細かいことが相談しにくく、悩んでいるようだけれども、広報に掲載されている心配事相談に行こうにも、なかなか忙しくて時間がないし、つきっきりの介護で疲れているように見える状況です。ソーシャルワーカーが女性だったら、相談しやすくなるかもと言っていたのですが、福祉総合相談窓口で電話で連絡して回答をもらうことはできるのでしょうか。

**事務局：**福祉の初期の相談窓口ということで、どこに相談したらいいのかわからないときには、福祉総合相談窓口で一回電話していただければ、そこから担当課へ繋がりますので、お気軽にご連絡ください。また、今のお話の内容であれば、長寿福祉課や地域の包括支援センターにご相談いただければと思います。

**委員：**16 ページの民間への業務委託推進について、この推進によって職員数はどうなるのでしょうか。減るといのが当たり前を感じるのですが。

**事務局：**職員数についてですが、地方創生や権限移譲によって業務量自体が増えています。職員数は、業務量との兼ね合いがありますので、現状は、委託に出したからといって激減するという状況ではありません。

**委員：**民間企業からすると、業務委託が増えていけば、ある程度は人数が減るのではないかと考えるのが普通だと思います。また、個別の話になりますが、収納課にいる徴収員は私よりも明らかに年上で、そういった仕事は臨時職員などの若い職員にさせたほうが言葉遣いも丁寧だし、良いように思います。民間委託にどんどん出すのであれば、職員数も減らすように考えていただきたいと思います。

**会長：**やはり、見せ方として職員が10人増えているのだけれども、本来であれば15人増やす必要があって、この部分では人数を減らしているなど、効果を見せられる工夫が必要だと思います。委託が増えているのに、職員数が増えていることについて、数値的な説明ができると良いと思うのですが。

**事務局：**まず、収納課のところですが、実際に自宅に行ってお金を徴収するのは専門の4人の嘱託職員です。正規職員は庁舎内にいて滞納している人の相談を受け、これからのどのように納付していくか具体的に計画をし、決まったことに対して嘱託職員が徴収に行くというような大雑把な役割分担になっています。正規職員は異動でかわってしまいますし、徴収に行く人は実際に接するため慣れていない人がいいと思われまますので、嘱託職員にお願いをするという体制をとっています。会長からお話がありましたが、減っている部分と増えている部分を分けて見えるように説明することについては、まず、市民課は人材派遣会社に委託して銀行等の経験のある人をお願いしている部分もあります。また、民営化した保育園もいくつかあり、何人減っているか把握していますので、そういった数値を用いて説明できるようにしていきたいと思います。

**委員：**保育園が統合もしくは民営化した場合、保育士はどういった位置づけにな

るのでしょうか。

**事務局**：まず、正規職員につきましては、市の職員として別の公立の保育園に配置することになります。臨時職員は民営化先の園に残るか別の公立の保育園で働くか希望をきいて配置します。

**委員**：公民館とか他の施設で年配の方が働いていることがありましたが、働く期間や年齢制限はありますか。

**事務局**：市の出先機関はほぼ指定管理のため、指定管理先で雇用条件は異なりますし、施設管理とかですと、高齢の方をお願いすることもあるかと思います。公民館などは、地域のまちづくり協議会が指定管理として運営していますので、その中で雇用条件が決まっています。市の直営の施設につきましては、60歳が定年となっております。

**事務局**：まちづくり協議会に指定管理をお願いしているところが何箇所かあります。何年経ったら退職でといったことについては、市では関与しておりません。

**委員**：臨時職員についてはどうでしょうか。

**事務局**：市の臨時職員については、ある程度年数を区切ってお願いしていますが、この先2年後くらいに制度改正の予定があり、正職員と同じような仕事をしているのであれば、同じ待遇でという風になるかもしれません。

**委員**：1ページの公共施設等の適正化について、少子化が進んでいる中で100人を切る小学校にはどのように対応する予定でしょうか。また、公債費比率を教えてくださいませんか。

**事務局**：人口減少が進んでいるため、学校も児童や生徒数が減少している現状です。そのため、公共施設等総合管理計画によって、公共施設の統廃合や多機能化によって、人口減少に対して適正な規模にしていかなければいけません。現在、その基本的な方針を取りまとめて、12月議会で報告するという流れで進めています。また、公債費比率は5ページにあるとおり、平成29年度決算で12.0となっており、危険水域といわれる25.0の半分以下に収まっています。

**会長**：もしよろしければ職員力の向上の説明に移らせていただきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局から説明)

**会長**：それでは、職員力の向上について質問などございましたら、挙手をしてご発言いただきたいと思います。

**委員**：23ページの接遇力向上研修の実施について、この前の広報にも職員研修の内容が載っていて、情報セキュリティ研修を受けた人数が約400人と載っていました。末端の人まで研修を受けて、きちんとした情報を持っていないと、非

常に危険だと感じますし、職員全員が受けて、職員全員が同じ情報を共有していなければいけないと思います。この点について、どのようにお考えでしょうか。

**事務局：**セキュリティ研修に関しましては、個人情報扱う担当者につきましては、全員が研修を受けるように準備を進めています。

**委員：**対象者が限定されていることが、問題だと思います。例えば、みなさんスマホを持っているかと思いますが、会議等の写真をスマホで撮影すると、個人のスマホの中に個人情報が入ることになります。実際にスマホで撮影している現場も見かけましたし、スマホはPCと同じですので、スマホの情報が外にもれる可能性があり大変危険です。保育園の先生や、小学校の学習支援員、いろんなところで携わっている臨時職員など末端の人も含め、市で雇われている全員に対して個人情報の正しい取り扱いを把握させる仕組みが必要だと思います。

**事務局：**個人情報の取り扱いについては、改めて啓発を行いたいと思います。セキュリティ研修等の対象者については、まず個人情報を取り扱う人が100%受けて、その後、裾野を広げて職員全員が受けるような方向で検討したいと思います。

**委員：**検討ももちろんなのですが、明日の朝に市の職員に一言声をかけるだけで全然違うと思います。実際に写真を撮っている現場を見ているし、スマホを業務用のPCにつないで写真を移すことは、非常に危険ですので、できれば、明日すぐに周知をしてほしいと思います。

**事務局：**業務用の端末に個人のデバイスをつなげることは基本的に許可していませんし、つなげていいデバイスは情報担当で承認したものに限りしております。明日以降、早急に掲示板など全員が見られる形で周知したいと思います。

**委員：**25ページのメンター制度の実施について、この目標値の%はどのように計算しているのでしょうか。

**事務局：**新採用職員に毎年アンケートを取って、メンター役となる職員がいたかどうかで割り出しています。

**委員：**そうであるなら、目標値は100%でなければならないのではないのでしょうか。

**会長：**理想はそうでしょうね。

**事務局：**確かに、理想は100%ですが、仕事上の不安等があるのでなかなか100%にはなりません、100%を目指して努力していきたいと思います。

**委員：**小分類にある意欲と能力のある人材の確保に関連して、いろんな形態で雇われている人がいると思いますが、私からみると同じような雇用形態なのに、交通費が払われている人と払われていない人がいて、その違いを市はどのように考えているのでしょうか。

**事務局：**市には非正規の任用形態について、大きく分けて臨時職員・非常勤職員・嘱託職員の三つがあります。他の市町村もそうですが、嘱託職員は月給制で通勤費は支給できないという制度になっています。任用形態によって通勤費を出せる出せないという制度が全国どこでも現状としてありますが、これを見直そうと法律が改正されまして、平成 32 年度から会計年度任用職員制度が始まることになっています。制度の設計はこれからになりますが、通勤費については任用形態にかかわらず支給されるべき性質の手当ですので、これから改善されると思います。

**委員：**雇われている人達は時給や月給の違いなど国の決め事があることを分かっていないと思いますので、本人が理解して納得できるような形で通知してあげることが重要だと思います。

**事務局：**丁寧な説明をするように各所属の担当にも伝えたいと思います。

**委員：**空き家問題について、南楽新館の取り壊しが始まっていますが、あれで解体に 8,000 万円ほど費用がかかると聞いています。商店街にも危ない建物があり、密集地のため、その 5 倍や 10 倍の解体費がかかると思います。せっかく財政力の向上をしても、解体費に使われてしまいますので、他の市町村でそういった対策を積極的に行っているところを知っていましたら、教えてほしいです。また、市は空き家対策についてどのように考えているのか教えてほしいです。

**会長：**観光地は特に大変で、ホテルが何棟もあるところは、解体を始めたらいくらかかるかわかりません。現実問題として国がお金を出すとか、本来であれば建物の所有者がやらなければいけないのですが、債権能力がなく、空き家問題の専門家もいますが特効薬はないように感じます。

**事務局：**燕市でも空き家対策は、重要なことだと捉えています。考え方をフローチャートのような形でまとめていますので、次回、説明をさせていただきたいと思います。

#### 4. その他について

**会長：**その他ということで、事務局の方から説明していただけますか。

(事務局から説明)

**会長：**それでは以上をもちまして、第 2 回目の委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。